

## 両総土地改良施設管理条例施行規則の改正

### 1 改正経緯

両総土地改良施設管理条例施行規則第12条では、両総土地改良施設管理条例第5条で定めている分担金の徴収のうち、電力使用料について規定している。

今回、令和4年12月定例県議会において、両総土地改良施設管理条例の一部を改正する条例を制定し、同条例第5条で規定している分担金について、「別に規則で定める経費については、その全額とする。」の条文を削ることに伴い、規則で定めている「経費の分担」の規定を削るため、規則を改正する。

### 2 改正内容

第12条を削る。

(経費の分担)

第12条 条例第5条の規則で定める経費は、電力使用料とする。

### 3 施行期日

令和5年1月1日

(参考)

両総土地改良施設管理条例

(分担金)

第5条 土地改良施設の管理事業に係る法第91条の分担金の徴収については、県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和29年千葉県条例第54号）を適用する。この場合において、同条例第3条第5項中「2分の1を超えない範囲内において、知事が定める。」とあるのは、「2分の1とする。ただし、別に規則で定める経費については、その全額とする。」と読み替えて適用する。

※改正により、下線部分を削る。